

平成三十年二月十三日受領
答弁第四九号

内閣衆質一九六第四九号

平成三十年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出憲法を「国の理想の姿を示すもの」とする総理の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出憲法を「国の理想の姿を示すもの」とする総理の認識に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

憲法は、主権者たる国民の意思に基づき国家の統治組織の基本をはじめ国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるところ、国の在り方や理想を示すものでもあると考えており、御指摘の安倍内閣総理大臣の発言は、この趣旨を述べたものである。